

民間資金等活用事業推進委員会

第17回合同部会

議事録

内閣府  
民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会第17回合同部会議事次第

日 時： 平成 13 年 11 月 15 日（木） 10:00～12:05

場 所： 中央合同庁舎 4 号館共用第 2 特別会議室

- 1．地方公共団体からのヒアリング（神奈川県・福岡市）
- 2．その他

### 出席者

#### 【委員・専門委員】

西野部会長、奥野委員、小幡委員、高橋委員、前田委員

阿保専門委員、井崎専門委員、小澤専門委員、佐々木専門委員、中村専門委員、  
光多専門委員、美原専門委員、森専門委員、山下専門委員、山代専門委員

#### 【事務局】

竹内民間資金等活用事業推進室長、有木参事官、豊田企画官、木村参事官補佐、  
菅野参事官補佐、藤原参事官補佐

#### 【説明者】

（神奈川県）神奈川県総務部財産管理課リース・PFI担当	伊藤主幹 色摩副主幹
財団法人日本経済研究所調査局調査第二部	生田副主査
（福岡市）福岡市市長室行政経営推進担当部	北嶋課長
福岡市環境局施設部工場整備課	秋吉課長
同課余熱利用施設整備事業担当	萩尾主査

事務局 お時間もまいりましたので、議事に入ります前に、当委員会の人事案件の  
手続きがございましたので、まず事務局の方から報告させていただきます。

本委員会の委員につきましては、平成 11 年の任命から本年の 10 月で丸 2 年の任期  
を迎えたところでございます。お手元に名簿をお配りしてございますけれども、資料  
1 でございます。全員が再任という形で任命手続きを終了したところでございます。

それから、専門委員の方につきましては、お手元の名簿にございますように、改選  
の手続きを同じく終了したところでございます。新たに加わりましたメンバーの方々  
をご紹介させていただきます。

三井住友海上火災保険企業営業推進部の阿保専門委員です。

福岡市市長室の井崎専門委員です。

東京大学大学院新領域創成科学研究科の小澤専門委員です。

富士銀行プロジェクトファイナンス営業部の佐々木専門委員です。

政策研究大学院大学の中村専門委員です。

新日本監査法人の森専門委員です。

神奈川県総務部の山代専門委員です。

なお、明治学院大学の三井専門委員、東北大学の宮本専門委員、お二人は本日、都  
合によりご欠席でございます。

続きまして、委員長の選任などの手続きについて、あらかじめ委員、専門委員の方  
にはご連絡させていただきましたところでございますが、この場で改めてご報告させ  
ていただきます。

まず、委員長選任でございますけれども、これは民間資金等活用事業推進委員会令  
第 2 条第 1 項、資料 3 にございますけれども、委員の互選によってこれを定めるとい  
ういうことになっております。委員の方々から引き続き樋口会長にお引き受けいた  
だくのが適切とのご意見がございまして、委員の方のご了解もいただいたということで  
ございます。樋口会長が委員長に選任されることとなりました。

次に委員長代理並びに部会長につきましては、同委員会令の第 2 条第 3 項、並びに  
第 4 条第 2 項によりまして、委員長が指名することになっております。樋口委員長か  
ら委員長代理として西野先生のご指名がございました。さらに事業推進部会の部会長  
として西野先生、評価基準部会の部会長として山内先生のご指名がございました。

また、部会長代理につきましては、同委員会令第 4 条第 4 項によりまして、部会長  
の指名になってございますけれども、西野、山内両部会長から事業推進部会の部会長  
代理として奥野先生、評価基準部会の部会長代理として前田先生のご指名がそれぞれ  
ございました。

また、委員、専門委員の所属部会につきましても同委員会令第 4 条第 1 項によりま  
して、委員長が指名することとなっておりますが、お手元の名簿、資料 2 にございま  
すけれども、このような形でご指名があったところでございます。

以上でご報告を終わります。

これから議事の進行については西野部会長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

西野部会長 西野でございます。きょうは予定が10時から12時ということになっておりますので、ご協力をお願いしたいと思います。

ただいまご報告がありましたとおり、本委員会も新たなスタートとなりました。PFIのより一層の推進のため、委員、専門委員の皆様のご尽力をお願いしたいと思います。

山内部会長は本日、ご欠席でございますが、合同部会の開催についてはご了解をいただいておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

それでは、きょうの議題に入るとということで、ヒアリングの方に。

神奈川県、また福岡市からは遠路はるばるお見えいただきまして、ありがとうございます。

それでは、きょうの議題に入りたいと思います。本委員会の今後の進め方については、前回の委員会においてPFI事業に携わった官民の関係者から直接意見等を聴取して、具体的、実務的な課題等を十分に認識した上で、今後検討すべきテーマや、その優先順位等について議論をしていくということになっております。本日はその第1回目のヒアリングとして、実際にPFI事業に携わっておられます神奈川県、福岡市の担当者の方にお越しいただいております。

効率的に議論を進めるために、説明については神奈川県、福岡市の順に、それぞれ30分程度続けて行っていただきまして、その後一括して議論を行うこととしたいと思います。

それでは、最初に神奈川県から神奈川県立近代美術館（仮称）等特定事業などにつき、ご報告をお願いしたいと思います。

なお、アドバイザーとして当事業に参画されました財団法人の日本経済研究所の方にもご同席いただいております。

それでは、よろしくお願ひいたします。

神奈川県 神奈川県総務部財産管理課リース・PFI担当の伊藤でございます。

現段階、仮称でございますが、県立近代美術館新館に係る事業につきまして、事業の概要と、現在取り組んでおります状況につきまして、事業を担当しております色摩と共にご紹介させていただきます。

それでは、お手元の資料4をごらんいただきたいと思います。

この事業は県が実施いたしますPFI事業の3番目の事業でございます。目的といたしましては、この目的欄に記載のとおりでございます。

この事業、当初、PFI法成立前に県として検討しておりまして、手法としてはリース方式という形で整備することを検討していた事業でございます。そのため民間の

資金、技術、ノウハウを活用するという形が決定しておりまして、いよいよ事業の実施という段階に至ってPFI法が成立した関係もありまして、PFI法に基づく事業という形に位置づけを変更してございます。

事業の内容につきましては、この資料の業務内容にありますように、葉山の新館の整備、それと鎌倉館、これは既存の近代美術館の本館でございますけれども、本館と別館と2通りございますが、それらの施設の維持管理を含む事業という形で業務内容を定めてございます。

また、この開発に当たり、来館者の安全を図るため、道路法に基づく工事という形でパスベイと歩道の整備というものが加わってございます。

施設の概要でございます。施設の建設地は三浦郡葉山町一色字三ヶ岡というところでございます。

敷地面積等は資料記載のとおりでございます。

事業期間につきましては、工事の開始、これは今年の9月に工事に着工してございまして、それから平成15年3月までという形になってございます。

維持管理期間でございますけれども、新館の事業につきましては30年という維持管理の期間を設定してございますが、一緒に維持管理していただきます鎌倉館本館だけは、八幡宮の境内地を借地しているという関係から借地期間まで、平成27年度までという形で設定してございます。

この事業契約につきましては、今年の6月の県議会における本案の議決日をもって契約しております。

次に事業方式でございます。この資料に記載のありますとおり、BOTによるサービス購入型という形を採用してございます。なお、付帯施設としてのレストラン、ミュージアムショップ、及び駐車場につきましては独立採算型という形で設定してございます。

また、この事業につきましては、展覧会の企画運営など県立美術館の本来業務は直接県が実施します。県で実施設計までを終了している関係から、維持管理費の低減や機能向上を狙いとした技術提案を求めています。

この事業のスキームにつきましては、6の基本スキームイメージのとおりでございます。なお、詳細につきましては参考資料として、決定した事業者の事業スキームを資料として添付させていただいております。

次にアドバイジング体制でございますけれども、これもこの資料に記載のとおり、日本経済研究所を中心とした形で組み立ててございます。

次に事業者の選定方式でございます。本県としては2度目となります総合評価一般競争入札方式を採用しております。この資料の中にも落札者決定基準という形で入れてございますけれども、サービスの対価にかかる配点を85点とし、その他の15点につきまして提案の内容から組み込むというスタイルをとっております。

この入札に関しましては7企業グループからの参加がありまして、事前に公表しておりますこの落札者決定基準に従った審査を行った結果、伊藤忠商事美術館PFIグループを落札者として選定し、このグループが設立しましたSPC、株式会社モマ神奈川パートナーズと契約してあります。

事業スケジュールにつきましては、資料に第1回の審査会から、関係者協議会に関する覚書の締結までを一覧にして添付しております。

県の支払うサービスの対価でございますが、対価の内容、構成要素としましてはこの表のとおりでございます。サービスの対価は一体という形で、30年間にわたって支払う形で契約してございます。

事業実施手順とは、この資料にございまして、1番目、この事業のPFIとしての事業導入の決定につきましては、平成11年11月の本県の県有地・県有施設利用調整会議において方向性を確認した上で最終決定したという形になってございます。

以上が事業の概要であります。現在、直接協定の締結に向けて協議中でございます。担当の方から、その概要と今後の課題点といった点を説明させていただきます。

神奈川県 続きまして、説明させていただきます。お手元に、資料5の後に「PFI事業化に当たった課題（その他の事業も視野に入れて）」という資料を添付させていただいてございますけれども、これに基づいてご説明させていただきます。

私どもがこの近代美術館新館（仮称）等特定事業を事業化していく上で、さまざまな場面でいろいろと課題が出てきまして、そのすべてが解決されているわけでもございませんけれども、こういったところが課題として出てきたかということを中心に、PFI事業一般にかかわる課題等も絡めてご説明させていただきたいと思っております。

まず、一番最初に事業者選定までの課題ということで、5項目ほど挙げさせていただいてございます。一番目として、事業者を選定するための審査委員会の有り様ということでございます。私どもは今、話がございましたように、この事業が3件目ということになりまして、それまでの2件につきましては、審査会の事務局を事業担当セクションが持っていた。それから、審査会委員会の委員長も県職員が務めていたというようなことがございまして、透明性、公平性の確保という面から、特に私どもの方はそれで問題があるとは思っていないのですが、やはり外部の方のご意見等で、そういったことで透明性、公平性が貫徹されるか、若干の懸念があるというご意見も踏まえまして、本事業から恒常的な審査会を設置してございます。まず事務局自体を事業担当セクションが持たずに、私ども総務部の方で所管をさせていただく。総務部というのはどちらかというと県の中でも事業担当セクションと離れた第三者的な中立的な立場で見れるので、そこが事務局を持たせていただく。

それから、委員長、副委員長は外部の学識経験者の方をお願いしていく。もう一つ、外部の学識経験者の委員の数を県の職員の委員の数よりも多くしてございます。そう

いったことで恒常的な審査会を設置しまして、近代美術館の特定事業が一番最初の審査会の審議案件になったという形でございます。

ちなみにメンバーとしましては、9名でございまして、学識経験者の委員6名、それから県の職員は3名ということをお願いしまして、今日お見えになっていらっしゃると思いますが、山内部会長に委員長をお願いして、副委員長は光多専門委員をお願いしたという経緯がございまして。

2番目として、事業範囲をどうしていくかという問題がございまして。特に、本事業につきましては、サービス購入型という形が基本なのですが、独立採算部門の運営がございまして。レストラン、それからミュージアムショップ、売店ですね。それと駐車場、その運営につきましては事業者の方に独立採算でやっていただくという部分がございまして、そこを完全な形の独立採算とするか、あるいはある程度の最低保証的なものを設定するかということ等が問題になりました。

それから、もう一つ特徴的なこととしましては、この新館自体、一つのPFI事業として完結させることもできますが、より民間の方に創意工夫を発揮していただくということで、既存の鎌倉にございまして本館と別館の維持管理につきましても、PFI事業の範囲に含めました。そういったことで、その部分は施設整備を伴っていない既存施設の維持管理という部分がPFI事業として入ってくる。そういったことをどうするかということで、かなり議論をしたところでございまして。

本事業の場合は実施方針の検討段階から審査会の、先生方にご議論していただきまして、かなり関与していただいている経緯がございまして。そういったところで事業範囲をどうするかということから含めて、審査委員会のご審議をいただいたところがございます。

結論としては、独立採算部分は完全な独立採算とさせていただきますし、施設整備を伴わない既存の鎌倉の本館、別館という2館についても、維持管理についてはPFI事業に含めさせていただくといった形をとらせていただいております。

それから、3番目、これは当委員会の方でもかなりご議論いただいている部分かと思えますけれども、バリュー・フォー・マネーの評価におけるPSCと、それからPFI事業のLCCの算定、これにつきまして私どもの方としてもかなり重い課題としては受け止めてございまして。

まず、一つ目の でございまして、建設工事費の設定、これが非常に困難である。私どもの方はPSCを算定する際、今回の事業はたまたま実施設計まで終了してございましたのでそれほどでもないのですが、通常、設計からお願いするPFI事業であれば、本県としましては調査設計はどうしても必要だろうと考えてございまして。ただ、調査設計をやっていく中でも、実際に建設工事費をPSCでどの程度算定していくか。それから、次にPFI事業のLCCのときに建設工事費をどういう形で想定していくか、非常にこれは難しいところがございます。

私どもの方は一定の削減率をP S Cに乗じる形でP F I事業のL C Cの建設費を算定してございますけれど、果たしてこれが妥当であるかどうかというのも、外部の目から見ればかなり議論のあるところかもしれないとは考えています。

そういったことでやっていますけれど、ただ設計からお願いする場合で、調査設計までやっていくというと、かなり小規模な自治体にとっては負担が大きい部分もございます。これは私どもの意見でございますけれども、なるべく簡易な方法でP S CやP F I事業のL C Cが出せるような方式を検討願いたい。建設費のみならず、維持管理、運営費の部分も含めてですが、そういった工夫は今後ますます進めていかないと、小規模な自治体ではその算定はかなり厳しいという事態が生じてしまうのではないかと懸念を持っています。

この特定事業の選定にバリュー・フォー・マネーの評価で、V F Mが出るということになればP F I事業として特定事業に選定されるわけですが、ここはかなり労力を注いでしまって、その後の具体の入札説明書をつくったりとか、実際に事業者からの応募があった後の審査をやっていくプロセスを踏まえると、ここで疲れ果ててしまうということが、ことに行政の事務方としてはかなりいろいろな自治体からお話を承っております。ですから、そこは簡易な方法で何か工夫をしていただければなど、私どもの方としては考えているところであります。

それから、二つ目の、国庫補助金や無利子融資の取り扱いということですが、国庫補助の対象施設、たまたま近代美術館は対象施設ではないのですが、直営でやった場合に国庫補助の対象施設になるような施設ですと、特定事業の選定の際には国庫補助金が入るかかどうかというのは不明確でございます。国庫補助が入るかかどうかというのは、直営の場合もそうなんですが、所管省庁とかなりのネゴというか、事前調整しないと明確になってこないというところがございます。ですから、どうしても特定事業の選定を行う、あるいはその前の実施方針の段階でも書けない。国庫補助の適用が可能になります、とは書けない。ですから、国庫補助が適用になる場合は国庫補助を入れた形でやってくださいといった表現で書かざるを得ないという部分がございます。

そうすると、民間事業者としてはファイナンスの部分、キャッシュフローの部分にもかなり影響が出てくることございまして、できればこの辺がはっきりしていただければ一番ありがたいのですが、私どもとしましてはこの矢印のところでございますように、特定事業の選定の際のV F M算定では、こういったものはまったく見込まないでやった方がよろしいのではないかと考えています。

ただ、一方、ほかの自治体さんのお話を伺いますと、直営で国庫補助が入ることが可能性として極めて高いといった際に、P F I事業でやった場合に入るか入らないか不確定であるとP F Iを選択しづらいといったことがあります。というのは、直営の場合ですときちんと設計までできた形で、かなりコンクリートされた形で持つていく。ところが、P F I事業の場合はイコールフットィングとはいいながら、かっちりした



ものは事業者が選定された段階でないと決まてこないものですから、そういった中で国庫補助の対象施設にはするけれど、それ以外で国庫補助の採択要件に合致しているのかどうかという細かいところまで、各省庁さんの方でなかなか判断いただけないといった部分がございます。

そうすると、直営でやって、きちっと実施設計まで終わって、施設整備の場合でしたら箱としてかっちりしたものが決まった段階でやった方が補助がもらえることが決定するのが早いということで、PFIをやっていこうというインセンティブがなかなか働かない。そういったことがあるというような話は承っておりますので、そのところをどう考えていくかも一つの課題であるかと思っている次第でございます。

それと、次の ですが、維持管理費のランニングコスト、この辺が非常に不明確な部分がございます。私どもはこの近代美術館では、民間事業者のヒアリングを通じて、各業務ごとにある程度の率を乗じた形で算定してございますけれども、ただそれが果たして正しいかどうかというのは議論の余地はあるといったところでございます。

例えば同一の建物を建設するにしても、ここに記載のとおり、場所によってかなり維持管理コストが変わってくるという現実がございます。例えば、この美術館でしたら海沿いに建設しますので、塩害対策ということで、かなり維持管理費がかかってくる。ただ、山間部に同じ建物を建てれば修繕の費用も安く抑えられるとかそういうことがございます。その部分は建設の現在の技術では一定の限界がございます。ですので、そこは修繕という形の維持管理でカバーしていくしかないといった部分がございますので、そういうところをどうやってPSCなりPFI事業のLCCに反映させていくか、今後の課題になっていくのではないかと考えています。これも一定の算定が業務内容に応じてできるような工夫が何かあれば、私どもとしてもありがたいということがございます。

次の 、これは散々議論されていることですが、リスクの定量化の困難性ということがございます。これは一番難しいところでございます。私どもとしましては、国においてぜひとも国とか自治体のデータを集積、分析を行うことで、リスクの定量化についてある程度のモデルみたいなものをご提示していただくようになれば、自治体レベルでもPFI事業がかなり広がっていくのではないかと考えてございます。

次の4番目の審査基準ですが、これもいろいろと話には出ているところでございますが、価格(コスト)の比率、それからコスト以外の要素、これをどの程度にして、点数としてどういう形で定量化していくか、非常に難しいという部分がございます。

衛生研究所の場合と近代美術館の場合では同じ100満点でコストを85点にしましたけれど、残りの15点は大きく考え方が違います。衛生研究所の場合、これは職員が使う施設であるということで、残りの15点も民間事業者さんがそれなりにとれやすいと

いったような形にさせていただきます。

衛生研究所は職員向けの施設でございますので、私どもが示したサービス水準のスペックを超えるようなものをしていただくよりは、コストに反映していただいた方がよいのだという考え方がございまして、そういった形にさせていただきますが、本事業につきましては、やはり県民利用施設ということで、その15点については、私どもが示したスペックよりも高いスペックを出していただいたものについては、それを評価しましょう、そういった形でやっております。

ただ、一般的に、こういった審査基準をどういう形でやったらいいかというのも、かなり困難な部分があります。

詳細な審査基準を設定すると、民間の創意工夫を狭めてしまう。要するに、画一的な提案しか出てこない恐れがあるという部分がございます。逆に、それを非常に大まかな基準にしてしまうと、今度は審査会でご審査いただく際に、議論が複雑になってしまって、どういう形で審査するか、一定の基準みたいなものがないと、その辺は定性的な評価になってしまうという部分があるかと思えます。

そういうところは、一定のものを示すのは難しいのは重々承知はしていますが、ぜひともご検討いただければありがたいと考えております。

続きまして、2ページ目に移りますけれども、事業者選定方式、これもずっと議論されていることです。私どもとしては資料記載のとおり、公募型のプロポーザル方式というものが適切ではないかというようには考えております。

ただ、公募型のプロポーザル方式をとるにしてもデメリットということで、この表のところでアンダーラインを引いているところがございまして、行政サイド、公共サイドには優先交渉権者が決まった後、事業契約の交渉を行い得る人材が圧倒的に不足しています。法律面については不足していることは不足していますが、ただ役所も法律によって動いていますので、多少法務の知識がある職員なんかもいますけれども、特に金融関係ですね。ファイナンス・テクノロジーの部分は、そこに長けた人材はほとんどなきに等しい状態でございます。これは都道府県レベルでも本県のみならず、どこの県レベルでもそうでしょう。特にもっと小さい町村レベルになってくれば、そういった問題はかなり深刻な状況があるかと思えます。

それに加えて小規模な自治体、町村レベルになりますと、アドバイザーの予算を予算化するのもなかなか難しいといった部分があるかと思えます。実際に事業の予算規模が一般会計レベルで数十億とか、せいぜい100億ぐらいの年間予算の中で、アドバイザーという経費を数千万単位で予算化していくのも、かなり大きな決断がいるということもございまして、そういったところは今後、私どもも含めて考えていかなければいけない部分ではないかと考えてございます。

2番目に事業選定後の課題ということですが、事業契約書案で、これは近代美術館の例ということで、3つほどがございまして、保険によるリスクヘッジの限度をどう

するか。それから不可抗力の扱いをどうするか。それから、リスク分担を事業契約書案にどの程度盛り込むかというところが、事業者との間では議論になったところでございます。ここにつきましては記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

それと、ふるさと融資というものがございまして、そちらの適用についてかなり事業者サイドと議論させていただきましたが、結果として私どもの方はサービスの対価の支払いが低減されないということで、ふるさと融資については断念した経緯がございます。その中で、金利の変動リスクはふるさと融資が入るか入らないか決まっていないう中で、金利については契約日以降、10年間の金利リスクを事業者で持ってくれという形になってはいますが、それが果たして妥当なのかどうかという部分も、ここに記載はございませんけれど、議論になったところがございます。

それと、直接協定ですが、これは先ほど説明があったように、現在、これは協議中でございます。恐縮でございますけれども、先ほどの説明資料4の13ページをごらんいただきたいのですが、下側の方に(16)というところがございます。今、融資を行う金融機関が2行ございます。その2行と私どもの方で協議させていただいているところがございますが、ダイレクト・アグリーメントについて、主な論点として3点ほどございます。

私どもの方としましては、金融機関サイドに対してSPCの監視や助言、指導、監督とか経営状況の分析をぜひともお願いしたいということでお話をしております。金融機関としましてはそこは自らの債権保全のためには当然やるけれど、それを県のためにはやるのは筋違いではないかといったような議論が出ています。

担保権設定と実行について、ここの部分もかなり議論になっています。担保権の設定について、認める認めないということも含め県の承諾が必要だということで、私どもの方はそういったスタンスでお話はさせていただいていますが、金融機関サイドは担保権設定については事業契約書に書いていないものは承諾が必要ないのではないかと主張をされていらっしゃいます。

さらに、仮に担保権設定を認めるとしても担保権を実際には実行する際に県の承諾が必要だという主張をさせていただいていますが、それはおかしいだろうというのが金融機関の主張でございます。担保権を設定しても、実行ができないのでは絵に描いた餅であるといったところがございます。ただ、私どもとしてはそれを実行されてしまうと、事業遂行に多大な影響が出るので、担保権の設定を認める場合には、実行の際も承諾を要件にさせていただけないかということも議論させていただいています。

それから、3点目として情報開示でございます。私どもとしてはなるべく、SPCとの間の融資に関連する契約事項は情報をすべて県の方にご提供いただきたいという話をさせていただいておりますけれど、そこは一定の範囲しか提供できないというお話しもいただいております。

それから、事業修復に関する期間についてもいろいろな議論があるところがございます。この辺につきましては、実際協議中なので、あまりはっきりしたことは申し上げられないので申し訳ないのですが、そういったところが現在協議中の論点になっています。

次に最初の資料に戻っていただきまして、事業開始後の課題ということで、建設工事、実際に9月28日に美術館建設工事に着工してございますが、他の事業も含めて設計変更をどの程度認めるかが、今議論になっております。バリュー・エンジニアリング提案をいただいた形で実施設計を変更してございますけれども、その中で提案内容としていただいたものを今度また変えてしまうことがどこまで認められるかということがあります。

現場としては提案いただいたもので走って行ければいいのですが、なかなかそうはいかない。一般論ですが、住民説明会をやると地元からの要望が出たりとか、実際に工事をやっていく中でこの部材ではなかなかうまくいかないの、部材を変えようというのはどうしても出てきてしまう。そこをどの程度まで認めるかが今、やりながら考えている最中でございますが、そこは一つの課題として受け止めてございます。

次のページをめくっていただいて、その他の課題ということで2つほど挙げさせていただきます。今後、私どもの方もソフト的な要素が大きい事業を検討していきたいと考えてございますが、そういった場合、一般的には実際の問題としてバリュー・フォー・マネーが出ているその大宗というか、VFMの源泉というのは建設費の削減という部分がかなり大きい。そういう中でソフト的な要素が大きいものは、VFMが出づらくなってくるのではないかとございまして。そこは今後検討していかねばならないものだとは思ってございますけれども、一つ挙げさせていただきたいと思います。

それと、これは私どもの方で今、政治マターになっている部分でございますが、地元の中小企業を活用していくというとき、PFI事業になった場合に一括発注、性能発注で、地元の中小企業者の参加がなかなか難しくなっている。引いては県内企業の受注の部分にも影響があるのではないかと意見がございまして。そういう中で地元の中小企業の参加状況の検証ですとか、あるいは地域に密着して、地元の企業が参加しやすいようなPFIを今後検討していく必要があると考えてございまして。

自治体におきましては地域産業の育成という部分も重要な使命でございますので、そういった中で競争における公平性、透明性をこういった形でバランスをとっていくかは私どもの大きな課題であると受け止めてございまして。

私ども県の説明としては以上でございまして、あと日本経済研究所様の方から若干お時間をいただいて、ご説明させていただきたいと思っております。

西野部会長 恐縮ですが、時間を短くよろしくお願ひいたします。

日本経済研究所 それでは、民間事業者から見たPFI事業について、問題点と課

題について若干コメントさせていただきたいと思います。

まず、事業期間の長さでございますが、近代美術館の事業期間が30年間ということで、これは民間側から見て非常に長い。特に不測の事態が起きる可能性が大で、例えば税制リスク、県の支払い遅延リスク、独立採算施設リスク、情報システムリスク、今後30年間でIT関係は劇的に変化する可能性も考えますと、30年というのは非常に長い。一つの指標として、では何年なら妥当であるのかというところで、ファイナンスが付きやすい15年から20年程度であれば、PFI事業期間として妥当ではないかという意見を民間事業者から数多くいただきました。

次が一部独立採算施設でございますけれども、3ページ目でございますが、近代美術館のレストラン、ミュージアムショップは独立採算ということでございますが、美術館の企画展、こちらは神奈川県さんの学芸員さんが引き続き主体になってやられるということで、企画展の内容によって年間入場者数が上下しています。要は年間入場者数の増減がレストラン、ミュージアムショップの売上にも影響を受けてしまうということで、民間から見て、一部独立採算施設というのは非常にリスクである。立地条件もJR逗子駅よりバスで20分程度。美術館の付帯施設であることを考えると、やはり採算的に厳しいので、民間から見た場合、やはりサービス購入型もしくは最低保証を県にさせていただきたかったということが民間から見た意見でございます。

次が耐用年数と事業期間ということで、4ページ目でございますが、美術館の法定耐用年数は50年なんですけど、PFI事業期間が30年ということで20年合わないということになっております。法定耐用年数に従って償却をしていくと、民間事業者はPFI事業期間に投資回収ができない。30年目に未償却分が出てきてしまいますので、耐用年数の短縮化をぜひ認めていただきたいと思います。

PFI法と税制の問題というのは非常に重要な問題でして、今後その点についてはご議論といいますかご検討をしていただければ、民間事業者として大変ありがたいと考えます。

次が同じく税制の問題ですが、大規模修繕費の問題でございますが、5ページ目になりますけれども、収入と支払いのタイミングが異なるということで、例えば大規模修繕費が5年に1回発生するとしても、実際にはPFIは平準化してサービスの対価を受け取りますので、大規模修繕が発生しない年は利益とみなされて課税されてしまう。要は大規模修繕時にはキャッシュが手もとに残らないということが起きてしまいます。これも税制の問題なんですけど、こういうことが起きないように、ぜひ大規模修繕のための修繕引当金というものを認めていただきたいと思います。

最後に総合評価一般競争入札の弊害というところで6ページでございますけれども、民間から見て、総合評価一般競争入札ですと段階的選抜ができなくて、民間側の応募コスト負担が非常に高くなっている。しかも、民間の意見を聞く機会というのが実施方針公表後のQ&Aと入札公告前の意見招請のみと2回しかございません。そのため、

契約書案に民間の意見が反映されにくいのと、民間側から見ると県に有利な契約内容となっているのではないかという意見も多数いただきました。

最後にPFI事業推進に向けてということで、まとめなのでございますが、事業期間については30年というのは長いと思いますので、15年程度が妥当ではないか。

独立採算施設については、サービス購入型にしていきたい。事業期間内に投資回収をするために耐用年数の短縮化を認めていただきたいということと、大規模修繕については修繕引当金を認めていただきたい。

総合評価一般競争入札については民間の意見が反映されにくいことと、民間側の応募コストが膨大ですので、公募プロポーザルで2段階選抜で事業者を選定していただくことが望ましいというふうに考えます。

民間事業者からいただいた意見については以上でございます。

西野部会長 どうもありがとうございました。それでは、続きまして福岡市から福岡市臨界工場余熱利用施設整備事業などについてのご報告をお願いしたいと思います。

福岡市 福岡市でございます。まずガイドライン、分厚い冊子を配らせていただいていると思いますけれども、これを簡単に説明いたします。

このガイドラインにつきましては、市庁内向けはもちろんですが、一応民間さん向けということも念頭に置いたということで、民間に対しましては市のPFI導入の考え方、手順を明示するというので、PFI事業者としての積極的な取り組みへの誘導につながるのではないかと、そういう考えもしております。

このガイドラインはあくまでも第1版ということでして、PFIを取り巻く制度の変更とか、実際に事業を進めていく上での改善点等があれば、当然変えていくべきものということでございます。

構成につきましては、目次を見ていただきますとわかりますように、1部が基本的な考え方、次のページの2部、手続マニュアルという、マニュアル編と基本的な考え方の部分という2部構成にしております。

このPFIのガイドラインの福岡市としての大きな特徴として考えておりますのは、2つございまして、まず第1点はPFI事業推進委員会というものを設置しているということと、もう一つはロングリスト、ショートリストを策定して公表する。大きくはこの2点と思っております。

委員会につきましては、17ページでございますけれども、17ページの図6にPFI事業実施体制例というのを書いておりますけれども、事業ごとの体制としては外部委員を入れた事業者選定審査委員会というもので、個別に事業担当課が所管して事業者を選定するわけでございますが、市としまして事業の抽出段階からかわっていただいて、市全体としてのPFI事業に対する信頼性なり、客観性なり、妥当性を担保していただくために設置する委員会という位置づけでPFI事業推進委員会を設置しております。したがって、市のPFIの総合窓口としての事務局が所管するという形

をとっております。

メンバーにつきましては、外部委員 6 名、内部委員 4 名ということで、計 10 名で構成しております。委員会の委員長としましては、本委員会の専門委員になられています東北大学の宮本先生をお願いしております。1 回目を 10 月 3 日にすでに開催しました。明日の 16 日に第 2 回目を一応予定しております。

ロングリスト、ショートリストにつきましては、22 ページに図 7 というのがございます。これが検討の仕組みということです。市としての総合計画の中で実施計画、5 年計画というものがございまして、その事業をベースに P F I が大きく一般的に可能なかどうかという各局に調査依頼をまず行いまして、それをもとに可能性のあるものを幅広く拾ってロングリストという形で作りたいということ。このロングリストにつきましては、先ほど申しました P F I 事業推進委員会の審議を経まして、若干調整しまして、市の決定機関である政策会議というものに諮りまして、最終決定をして公表するという形をとっております。

このロングリストの掲載事業に基づきまして、各局にその事業についての P F I の適用がどうなのかという、判断する調書をいただきまして、それをもとに今度は次の年度に実際に調査費をかけて詳細に調査する事業を抽出しよう。それをショートリストと呼んでおりますけれども、そういうものをつくるということで、そのショートリストについても推進委員会に諮って、これは財政への査定の中で実際は決めていくという形をとりたい。決まったものをショートリストとして公表したいと考えております。

こういう 2 つの大きな流れが市の独自の特徴として大きいのかなと思っております。

あといろいろ細かい部分では独自の部分はありますが、P F I 法の中身に則ってつくったということがございます。

あと、課題でございますけれども、先ほど神奈川県さんとか、あと一般的によく言われています課題としまして、13 ページの方に今後の検討課題という形で載せております。特に 1 ) の部分ですけれども、個別法とか公の管理、公の施設の事業主体の制限という課題、それから税制上の課題、これは先ほど神奈川県さんも言われたと思います。それから、W T O の問題、それと資金調達分の問題という、4 点ばかり挙げさせていただきました。

そのほか、今、事業の抽出段階に当たるわけですが、その中で出てきていますのは、一つにはこの P F I でやったときに、補助金をもらった事業については、会計検査といいますが、それがどういう形になるのかということが不安だなという話は聞きました。

それから、先ほどの補助金の問題ですが、これは確実に P F I でやっても出るという確約はない。実際面ではないというのがあります。

それと、国の補助事業については裏負担分について市が必ず行わなければいけない。

要するに起債を打てというような話もあるというのを聞いております。

そのほか、下水道施設とかでいいますと、国が機器の詳細マニュアルをつくってしまっていて、民間の創意工夫の余地があまりない。評価についても、一定の客観的な事業性の評価、事業の優良性の評価、そういうのを格付けするような機関があった方がいいのではないかと。

それと、最後に1点、イギリスではパートナーシップUKという組織がありますが、特に中小企業は資金調達能力が不利ということで、その初期期間だけでも何らかの調達機関、公的金融機関でもよろしいでしょうし、その枠の拡大といいますが、そういったことも考えてよろしいのではなかろうかというような意見も聞いております。ガイドラインについては以上でございます。

福岡市 引き続きまして、余熱利用施設の整備についての概要をご説明したいと思います。お手元の資料5のクリップで止めてある分、あと最後の方にカラーの図面が付いている部分です。

概要的に見ますと、まずカラーのページの1枚目の方を見ていただきたいのですが、それと図面が2枚ついた2枚目の方、そこと併せて見ていただきたいと思います。

この事業は今年の3月に竣工いたしました福岡市の臨海工場という清掃工場の余熱利用施設として位置づけて建設を進めているものです。余熱利用といいますが、要するに普通でしたら蒸気とか温水を使うのですが、この場合は清掃工場の敷地から約500メートル離れた場所に建設している関係もございまして、電気を引っ張って来ている。清掃工場のボイラーで発生しました蒸気を使って自家発電しまして、その電力を利用して行うということで、余熱利用施設として位置づけております。

内容的にはカラーのページの左側のところに書いてあります3つの機能を持っています。一つは、海水を利用した水中運動、要するに水中ウォーキング等をやる施設、それからコミュニティ交流空間とありますが、要するに板張り畳の部屋及び土間から構成されます地域の交流の場としての空間。それからウォーキング、歩くということからの健康法ということを考えまして、そういうウォーキングの情報を出せる。この地域はこういうふうに歩いたらいいですよとか、歩き方とか、そういうことを発信する場として。そういう大きな3つの機能を持ったものをもともと考えておりました。

もともと清掃工場の場合、余熱利用施設というのは基本的に自前でつくっていくという形を従来とっていたのですが、その辺は本編のスケジュール表を見ていただきたいのですが、8ページをお開きください。8ページのバーチャートで書いてある臨海工場建設事業全体スケジュールというのがあります。それで平成9年度には余熱利用施設について基本計画を練っていたわけですが、平成10年度の段階では基本設計までは行ってまして、その段階で温海水、要するに海水を暖めて使うという形で、従来でしたら例えば温水プールは真水でやられていましたが、我々としては海水を使った温海水の利用が非常に適切ではないかと。日本にもいくつか例がございましたので、それ



を見に行きまして、そういう形のものが今後の方向性としていいのではないかということで、それを従来手法で、要するに建設まで我々がやりまして、運営を委託するという形で考えておりました。

ところが、財政上の問題等々がございまして、何とかPFIでやれないかということで、ちょうど平成11年に国の方でPFI法の施行がなされましたので、それと併せた形で、パラの形で動いていたのですが、その段階でアドバイザーを入れまして、急遽そういう方向に持っていかうという形に変えてきたものです。

建物の概要自体は、先ほどご説明しましたように、3部門から成り立ってまして、延べ床面積としましては2,870㎡ぐらいという施設です。

具体的なことにつきましては、2ページをお開きください。手法といたしましては、2ページの(3)のところにありますがBOT方式をとっておりまして、運営期間は先ほども問題になっていましたが、一応15年というのが妥当であろうということで、15年で置いております。

事業のスキームといたしましては、我々として提供するの土地の無償貸与並びに電力の無償供給。先ほど申しましたように、電力は市の方で自家発電を行っているので、それを無償提供しようということ。

あと、下に図がございまして、収入としましては福岡市から事業主体、SPCに対して払うサービス提供料と、施設利用者からいただくお金、利用料金の2段階になっております。施設利用者からいただく利用料金につきましては、市の方からの当初の条件提示としまして、基本的に大人2時間800円を上限として提示しております。我々がサービス提供料を乗せることによって、かなり良質なサービスを非常に低廉な料金で市民の方々に提供したいということもありまして、こういう料金体系をとっております。

実際の審査方法としまして、5ページにございまして、ツーエンベロップ方式を取りまして、一次審査で価格以外の評価と、二次審査で価格の評価を行ったわけです。

その結果につきましては、一番最後の10ページのところに載せてございますけれど、応募グループとしては2グループしかございませんでした。2グループしかなかったのは、その横のページのPFI手続きスケジュールにございまして、応募受付期間が約2週間で、間が短かったせいもございまして、応募者がなかなか集まりにくかったという点がございまして。

その2グループで一次審査、二次審査を行いまして、一次審査では、そこに点数がありますが、一次の基準点を超えるということで価格審査に行きます。我々としては上限額を17億円に設定していたのですが、大木建設グループが11億9,000万ということで、相当低い金額で札を入れられましたので、そこを優先交渉権者として交渉を進めたという形でございまして。フジタグループは次点優先交渉権者ということでしたが、優先交渉権者と交渉がまとまりまして、契約という運びになったわけです。

横のPFIの事業手続きスケジュールを見ていただくと、議会には2度お諮りしております。1度目は平成12年2月23日に議会にかけましたが、このときは基本のご説明という形でやったんですが、このときは議会でご質問が多数出ました。というのは、今までとまったく違う事業スキームといいますか、そういう形の場合は普通議会をかける場合、こういうものが決まったという形で、それをどうですかというご審議になりますが、この場合はいろいろなものがまだ決まらない段階で、枠組みをご説明したものですから、その辺の枠組みのご説明に非常に時間がかかったという問題がございました。

それで、一応ご納得いただいて、平成13年2月23日に議会に契約議案をかけまして、それで債務負担等を打ちまして、いま事業が進んでいるという段階です。

我々が進めたときには、PFI法もようやくできたばかりだったので、手順的にはそれに乗った形でやりましたが、非常に手探りでやってきたというところで、今は手順が決まってきたので、やりやすくなったなと思います。

やってみて良かったところ、悪かったところがありますが、一つはサービス水準ですが、この場合はハード的というより、むしろソフト的な問題が大きいですが、それをどう表現して出すのが非常に課題だろうなと思っております。実際、審査するに当たってもものがあるわけではありませんから、その辺がどうなのかという評価が難しいところがあります。

あと、お金の部分はお客さまどれくらい来られるかという、マーケットリスクの部分で決まりますので、その辺がなかなかPFIに乗りにくいよというお話もありました。ただ、我々として見ると、逆にいうとお客さまがより来やすくするためにPFIにしているので、その辺は乗り越えてもらわなければいけない課題かなと思います。

あと、先ほども神奈川さんから出ていましたが、直接協定を金融機関と結ぶとき、我々の側に金融のノウハウがほとんどないというのがありますし、また金融会社の方もその辺に対して不慣れな部分がありまして、非常に細かいところで法体系から非常に難しいところのしのごいがありますから、その辺は国の方でも大枠のところの整理というのでしょうか、多分難しいところがあるかと思いますがお願いしたいと思っております。非常に不明確といいますか、決まらない部分が多々出てきます。ある程度リスクに置き換えなければしょうがないのですが、かっちり決まらないよというところも出された方が、今後PFIを推進していく側としてはやりやすいところがあるのかなと思っております。

概略ですが、以上でございます。

西野部会長 どうもありがとうございました。それでは、2つ併せて議論に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方はどうぞ。

A専門委員 ありがとうございます。神奈川県、福岡市、いずれも先導的な自治体でありますし、ぜひとも頑張っていただきたいのですが、1点ずつご質問をさせ

ていただきたいと思います。

神奈川県についてですが、いわゆる課題の中で入札手続きに関する問題、福岡市の例でも出てきましたが、特例政令との関係の課題をどういうふうにとらえているかということとともに、いわゆる入札制度上の課題は一般法上のさまざまな手続き的規程やPFI実践に際し障害要因があり、一般法を変えるべき課題があるというご認識なのか。この辺を確認させていただきたいと思います。

この理由は二つ。一つは、この合同部会でも現在の入札手続きが課題だと思っているわけです。もう一つは、先導的な神奈川県の例を参考にしてさまざまな自治体で行われていますが、形式的には総合評価一般競争入札をとりながら、法的には公募プロポーザル型式をとっている自治体がほとんどなわけです。これが本当に制度上正しいのか。あるいは制度そのものがPFIへの適合性が悪く何らかの措置を図るべきなのか。この辺のご認識を聞きたいと思います。

福岡市ですが、これも非常に面白い案件で、ぜひとも今後とも頑張ってくださいなのですが、このタラソ施設について、私も公開情報でいろいろと調べていたのですが、1点だけ奇異に思える点があります。これはBOTです。しかも15年で契約終了後、資産は無償譲渡になっている。この場合、いわゆる箱物施設というものは残存簿価というものが必ず出てくる。これを無償譲渡することは、その残存簿価処理に係わる費用がサービス価格に逆反映されることになりますから、理論上、バリュー・フォー・マネーが福岡市にとって減ってしまうのではないのでしょうか。この評価をなされたのか。あるいは、もしこの評価をなされなかったとすれば、なぜ無償譲渡という選択をとられたのか。これをお聞きしたいと思います。

無償譲渡というものは契約のあり方次第では市にとってバリュー・フォー・マネーをもたらさないことがあるわけです。この辺の考え方を一つお聞きしたいと思います。

西野部会長 神奈川県の方から。

神奈川県 それでは、神奈川県でございますが、今のA専門委員のご質問に回答になるかどうかわかりませんが、お答えさせていただきたいと思います。

まず特例政令の考え方ですが、特例政令の10条1項6号というのが建築物の設計を目的とする契約に関しては随意契約が可能であるということで、地方自治法に定められている随意契約ができる要件をさらに特例政令はご案内のように限定しているわけですが、私どもの方としては特例政令が制定されたのが平成8年ということもございまして、まだPFIという考え方自体がそもそも我が国で一般的に認識がなかったということで、特例政令の拡大解釈というかそういったことでできるのではないかということは主張させていただいております。

建築物の設計を目的とする契約というのは、当然、PFI契約のように複合的な契約が想定されていないわけですが、実際にPFI事業の維持管理の部分も含めた形で考えていくには、設計というのは非常に重要な要素なので、ここの部分はそう

いった形で建築物の設計だけを目的とする契約ではないのではないですかということ  
は、いろいろとお話はさせていただいたのですが、ご案内のように今、自治事務次官  
通知の方ではPFIにはそれは適用できないというお考えが示されているというところ  
があって、そこはいかがなものかというのは正直なところはございます、事務レベ  
ルというか、担当レベルとしましては。

それと、これはいろいろ議論があるところですが、WTO政府調達協定自体はそも  
そも参加に対する公平性、透明性を確保しなさいというのが趣旨でございまして、そ  
の中で言っているいわゆる限定入札というカテゴリーをそのまま日本の制度上、随意  
契約というカテゴリーとフィットさせてしまったところがそもそもどうなのかなとい  
うことがございます。

WTOの協定で言っている入札の3類型と、我が国で今までの入札制度上言われて  
いる一般競争入札、指名競争入札、随意契約という3類型がまったくイコールの形で  
マッチングしてくるのかどうかというのは、再度検討する必要があるかと思えます。

そういう意味で、法改正ではなくて解釈の中でも成り立ち得るのではないかと考え  
ていますけれども、制度上、私どもの方としてはそれが違法だとかそういう形になる  
という認識はございません。

当初、4年制大学という事業をやったときには公募型プロポーザル方式でやりまし  
て、そういったときに特例政令に抵触するのではないかというご批判などもいただき  
ましたが、そこは私どもとしては冒頭申し上げたような考え方で整理をしているとこ  
ろでございます。

本事業につきましては、総合評価一般競争入札ということでやっていますが、これ  
は一つには実施設計までできていることがあります。バリュー・エンジニアリング提  
案を求めたということがありまして、設計の根幹から民間事業者の方にいろいろとご  
提案をいただく余地はほとんどなかったというところがございます。そういう点では  
基本設計からお願いしていく事業と比べ、民間の事業者の方に設計に関する創意工夫  
を十分発揮していただく余地は少ないので、総合評価一般競争入札という形でやっ  
ても、特にそれほど困らなかったということがございます。

A 専門委員 どうもありがとうございました。

西野部会長 福岡市の方から。

福岡市 事業期間が15年間ということで、おっしゃるとおり償却を完全にしきれな  
いということで、未償却部分が残るわけでございます。私どもの試算として、建設費  
の3割前後が未償却部分として残るのかなと考えていました。それを前提にPFI事  
業の場合の事業収支の中で最終年度で除却損ということでそれを計上して、それで処  
理して試算したわけでございます。そういう試算をした中で、最終的に現在価値で2  
1%の縮減が図れたということで、PFI事業として進めてきたというところござい  
ます。

福岡市 補足いたしますと、確かに表面的にはそういう計算になりますが、本当は我々としてはＢＯＯでやりたかったのです。そうすると解体まで全部終わって。もともと建物が欲しいわけではなくて、サービスの提供の場が欲しいということですが、ＢＯＯでやってしまいますと、結局、事業者側に解体の負担が発生してしまうということで、このＴ（Transfer）というのは基本的な言い方からすれば解体の部分は市が持ちましようという形が実際問題としては発生するのだろうと思っております。

逆に言いますと、15年ではまだものが使えるかもしれない。ひょっとしたら使えないかもしれない。その部分のリスクというのは、もともと市が用意しなければいけない施設をそういう形でやっていますから、その部分で持ちましようということがあります。

理屈から外れたところはございますが、現実のやり取りの中ではその辺はＢＯＯで推進させようと言われると、逆にコストが上がってしまう要素が出てくるのではないかと思っています。

西野部会長 B委員。

B委員 手続き的なところで1、2教えていただきたいと思います。神奈川県の説明のところで、国庫補助とか無利子融資の扱い、これは事業を実施するのに非常に重要なことだと思いますが、このケースではどの時点でそれが確かなものになったかという点。最初にスケジュール表がございましたね。そのどの辺の時点で確かになったのかという点が一つ。

2点目は、審査委員会を恒常的に設置されるということでもございましたね。福岡市の場合は事業推進委員会、宮本専門委員がやっていらっしゃるということですが、神奈川県恒常的審査委員会は本当に審査だけなのか。あるいは、福岡市の事業推進的な役割も同時に担っているのか。そのところをお教えいただきたい。

それから、福岡市の方については事業推進委員会なんですが、審査委員会とはまったく機能は別であるということは理解しているんですが、例えば委員の構成等々のところで共通のものがあるのかどうか。その辺のところを教えていただきたいと思っております。

神奈川県 まず、1点目の国庫補助と無利子融資の部分でございますが、近代美術館の事業はもともと国庫補助金の部分はない事業でございます。これは直営で建設を行っても国庫補助の対象施設にはならない県単独事業でございます。ですから、国庫補助金につきましてはそもそも検討してきた経緯はございません。

それから、無利子融資に関しましては、今のPFI法上の無利子融資の中で、日本政策投資銀行を使った、NTT-Cという無利子融資制度が該当してきますので、NTT-Cの融資枠の要求を、所管の文部科学省を通じて財務省に概算要求を出していただきました。それは平成13年度当初予算の概算要求でございます。

スケジュールで申し上げますと、資料4の4ページの、ちょうど実施方針を出した

前後から文部科学省さんの方にはお話をさせていただきました。文部科学省さんの方の概算要求では、これは100%お認めいただきました。ただ、この部分は最終的に政府原案の中で、財務省さんの査定の中ではゼロ査定という形になりました。それがわかったのは入札説明書を出した後になります。

入札説明書の中には無利子融資が適用される場合は無利子融資を適用してくれ。それが条件だということで書いてございますので、応募されてくる事業者の方はそこを踏まえた形でご応募していただいているところがあるかと思います。

ここについての考え方をせっかくの機会なので申し上げますと、無利子融資につきましてはNTT-Cを使う部分に第三セクター要件というのがございまして、第三セクターでないと無利子融資はだめだというようなご認識を財務省は持っておられるということがございます。PFI事業としてNTT-Cを用いた無利子融資の適用を図るのであれば、その第三セクターが競争に勝ち残って選定事業者になれば問題はないのですが、通常の場合はそういうのはレアケースでございまして、民間事業者が選定事業者になった場合は無利子融資の適用というのはなかなか困難になってしまうという部分もあるので、そういう部分もご検討の材料として、この際ですので申し上げますとさせていただきますと思います。

それから、審査会のお話ですけど、これは私どもの方、審査を主としておりますけれど、実際に事業の実施方針を策定する段階から特定事業の選定、それから入札説明書を策定する段階、事業者を選定するまでのプロセスすべてにおいて審査会にお願いをしている形になってございます。

ただ、PFI事業でやるかどうかという、その仕分けは審査会にお諮りするということではなくて、それは私どもの庁内の、先ほど説明の中にもございましたが、県有地・県有施設利用調整会議という、トップの重役会みたいなものがございまして、その中で最終的には判断をしていくという形でございます。

福岡市 福岡市でございます。推進委員会と事業選定委員会、機能の区別はおわかりになるということですので、あと推進委員会の外部委員メンバーとしましては主に宮本先生と宮脇先生、それから弁護士さん、会計士さん、それと建築の先生と社会学の先生、学系4人とあと弁護士、会計士という構成にしております。

事業者選定の方は余熱では余熱の関係の人とか、そういう専門的な人が多分入られるだろうということ。ただし、学校の先生というのは分野的にはダブリますが、それを兼ねてはいけないということは特にしておりません。ただ、民間事業者の方に関与されている人は困りますよということはありませんけど。

C委員 お尋ね申し上げたいのですが、その前にPFIの法律制定とか、ちょうど端境期に進められたので、その辺はご苦労だったと思います。逆に、そういうご苦労されたところの様相を教えていただければということで、細かい点があるかもしれませんが、質問させていただきます。すでに触れられる点についてははしょっていただ

いてけっこうでございますが、大きく6つに分けて、第1番目に事業構造のところ。2番目に特定事業を選定される過程について質問させていただきたいと思います。

3番目に資産あるいは担保、この点についてお伺いしたい。4番目はモニタリング、その後のメンテナンスですね。この辺のところを。5番目にステップ・イン・ライト、これも金融機関のダイレクト・アグリーメントを含めたこと。これについてお伺いします。6番目、最後にその他ということで、それぞれ特徴的なところをお尋ねしたいのですが、まず第1番目に事業構造でございますが、いずれもBOTということだと思っておりますが、それぞれ表現は違いますが、料金を収受される機能がおありですね、共通に。そのときに選定事業者の位置づけでございますが、公の施設の管理者という位置づけになるのかなという気がしますが、その辺についてはどういうふうにお考えになっていたかと。

あと、事業の中身ですが、ご案内のように基本方針に事業の公共性ということがありまして、本来的には地方公共団体がなさるべき事業、そういう中ではもちろん必要なことではあります、例えば神奈川県さんなんかでいいますとショップの経営とか、喫茶店ということがございますが、これは独立採算という位置づけをされてはいますが、本来的なPFIの事業なのか、あるいは兼業としての事業としての位置づけなのか、どういうふうにお考えになったのか。これによって若干の資産についての利用のところ、法的なところが変わってくるのだらうと思っておりますので、どういう位置づけであられたのかをお尋ねしたい。

次に特定事業の選定ですが、大きくバリュー・フォー・マネーの分野についてまずお伺いしたいのですが、それぞれ内容的にガイドラインがまだはっきりしていない部分もあったのでご苦労されたと思っておりますので、お考えということでお尋ねしたいのですが、それぞれの両方のケースでPSC及びPFIのLCC、これはどういうお考えでなさっていたかということです。会計的には、大まかでけっこうでございますが、計算の方法、基準なり、どういうお考えでなさったか。

そういう中ですでに触れられている部分もありますが、実際の係数といいますか数値を特定する、これはなかなか難しい。これは皆さん、共通の認識だと思います。特にリスクを、福岡県さんもリスクについてはいわゆる星取り表とお書きになってはいますが、そういうリスクを認識されているときにバリュー・フォー・マネーの計算、これは特に当初のはっきりした段階での数字をどうされたか。あるいは実際に契約をいただいたときに、お互いに契約で詰めると現実問題として出てくると思いますが、そこではどうなされたか。

次に細かなことですが間接コスト、こういうことの計算があるわけですが、これを入れられたのか、入れなかったのか。これはデータ的にはなかなか大変な分野だと思いますので、実際にどうされたかをお尋ねしたいと思っております。

その分野で最後に事業者の利益を最後に乗せるわけですが、事業期間の関係で税務上

の効果があったりしますが、結果としてどうなるかという影響がけっこう出てくる分野だと思います。特に民間側の利益、これは利益率をどのぐらいで想定なさったのかというところをお尋ねしたいと思います。

3番目の資産担保でございますが、それぞれ土地が公有地になられるかと思いますが、私は全部拝見しているわけではないので十分な質問にならないかもしれませんが、例えば神奈川県さんで言いますと、駐車場のところは無償の契約を結ばれる、こういうことになっておられるようですが、本来の建物はどうなさっておられて、その契約期間とか、一般的には使用貸借になるのかどうか。場合によっては借地的な契約ではないケースもございますので。そうしますと、それぞれのケースで金融機関さんの担保という問題にかかわってまいりますので、それはどういうふうにお考えになったかということです。

そして、ショップなんかでございますけれど、例えば神奈川県さんなんかでいいますと、すでに既存の施設について業者が管理するということがございますが、その辺の利用権ということになるのかどうか。その辺の権利についてどうお考えになられたかということをお尋ねしたい。

4番でございますが、モニタリングあるいはその後のメンテナンス関係でございますが、これは当初にどういうふう考えたかについてお伺いしたいのですが、いずれも株式会社スタイルのSPC、こういうことございまして、これは一般的に言えば何の制約もないわけでございますから、主契約で縛るしかないのでございますが、そういうときに例えば財務制限条項とか、あるいは事業につきまして他業を禁止するようなこと、こういうことについて考えられたか。あるいは、それが織り込まれたかどうか。これについてお尋ねしたいと思います。

モニタリングそのものの効果については、先ほど神奈川県さんは金融機関さんの方でやってもらえないかというご希望が、まだ決着していないということでございますが、この辺についてまさに今までの行政の方にはそういう技能はないわけでございますので、第三者的な機関にそういうものを依頼することもあるかと思えます。実際にどうなさったかということ。

その次はステップ・イン・ライトでございますが、ステップ・イン・ライトのいろいろな取り決め、多岐にわたるかと思いますが、これは契約上どういうふうに織り込まれたか。

6番目でございますが、その他で特に保証に関してでございますが、ボンドの規定も入れておられると思います。チャートの方にはそれが書かれていますが、保証金ではなくてボンドを入れられたか。そうしますと、期間の問題でどうなさったか。あるいは、バリュー・フォー・マネーで保証料という問題が出てくるとは思いますが、どういうふうに保証されたか。以上でございます。多岐にわたりますが、回答されているところもありますので、はしょっていただいてけっこうです。



神奈川県 公の施設の部分でございますが、これはC委員ご指摘のように、近代美術館の新館自体は公の施設に位置づけてございます。したがって、入場料収入自体は県の方の収入としなければ、今の自治法上制度的にできませんので。ここは入場料の收受までは民間事業者、P F I事業者をお願いする。県が引き継いだらそこからは県の方のリスクになるという形で整理をしています。ですから、それは毎日毎日、閉館後、県の職員にP F I事業者が收受を行った入館料を引き継ぐ。そこまでの間はP F I事業者のリスクで、引き継いだあとは私どものリスクという形にしています。

ここはサービス購入費に、特にそこを上乗せしてお支払いするとか、そういうことは想定していないんです。あくまでも一定のサービス費をお支払いするという形でやっています。結局、先ほどの説明にもございましたけれども、美術館の展覧会の企画や運営自体は県の業務として残してございますので、民間事業者にとってそういう部分の創意工夫で入場者を増やすスキームは当初から想定しませんでした。したがって、入場料の収入の増減に応じてP F I事業者に払うフィーを増減させるというスキームにはしてございません。

2番目が独立採算部門の扱いですが、これは私どもとしてはP F I事業の一部として取り入れてございます。したがって、土地の話が出ましたけれど、駐車場用地についてはご指摘のとおり使用貸借契約を締結いたしまして、P F I事業者の方に県有地を無償で貸与するというスキームにしております。

建物についても、建物使用貸借契約をP F I事業者との間に竣工の後に締結する予定です。ですから、ちょっと複雑なんですけど、土地自体は県有地で、そこにB O T方式でP F I事業者の方に建物を建てていただいて、それをまず一旦県が賃貸借というか、P F I事業ですので事業権契約の一つの要素として借りる。P F IでB O Tでやって、県が借りているという、一種の権原というかそういったものに基づいて、独立採算部分に必要な建物の部分はまた民間の方に使用貸借をしましょう。要するに、その権原に基づいて民間の方にお貸しするという構成をとっています。

ですから、レストランとかミュージアムショップに使う部分を除いた形で県がお借りする形ではなくて、あくまでも一括して県がB O Tで県の施設ということで借りてくのですが、その部分はある種の賃借人としての権原に類するような権利があるんだという法律構成をとってございまして、またそこは県とP F I事業者との間に建物の使用貸借契約を行う。そういう法律構成をとってございます。

この辺はリーガル・アドバイザーとも十分に議論をして、現行法制度上は特に問題はないという結論で整理してございます。

それから、V F Mの算定につきましては、P S CとP F I事業のL C Cについてでございますが、これは資料4の9ページのところでございますが、これはガイドラインが出る前ということもございまして、私どもの方はP S Cは従来型で県が直接実施した場合のコスト、それからP F I事業のL C Cについては実際に公共が負担する額

という形で整理させていただいております。

計算のアウトラインにつきましては、資料4の9ページに記載のとおりでございますが、ただ単にバリュー・フォー・マネーが出るかどうかということと、もう一つの要素としてプロジェクト・ファイナンスの融資として対象事業が成立するような民間事業であるかどうかということをポイントに置いてございます。

資料の表の右の方にプロジェクトIRR、エクイティIRR、DSCRというのが記載してございますが、基本的にはプロジェクトIRRについては借入金利を上回る形、エクイティIRRについても一般的に10%程度が株主、スポンサーとしては期待されている数値であるということがございます。DSCRは1を割り込むというのは問題外という話になりますので、その3つの要件が満たされる形の算定をしてございまして、結果的にはここに記載のとおりの数値になっているところでございます。バリューについては記載のとおり、6億1,800万というバリューが出てございます。

その次に資料の10ページになりますが、リスクのご質問がございました。リスクについては、私どもの方はすべてのリスクを定量化しているわけではございませんで、公共から民間に移転するリスクのうち、まず定量的評価になじむであろうというリスクを抽出しまして、そのリスクについてのみ定量化してございます。

その中でどういうものがあるかということと工事遅延リスク、維持管理リスク、その中にも施設損傷リスク、資料記載のとおりでございますが、こういったものを積み上げると3億7,400万ということになります。これはVFMのガイドラインに出ているように各シチュエーションというか、例えば建設段階とか運営段階とかそういう形で、そのときどきに応じて出てくるという形で、現在価値に割り引くという形で詳細にはやってございまして、ある程度生数字というかそういった形でやっています。それはVFMのガイドラインも出ていない初期のことだということでご容赦いただければと思います。

この3億7,400万を足し込んだもので、総合的には資料の10ページの下の方にございますが、VFMの評価として9億9,200万ということを出してございます。

この特定事業の選定の際は、独立採算部分による収益を見込む場合と見込まない場合ということで2通りで算定したのですが、審査に当たっては独立採算部分を見込まない形で応募していただきたいということで、入札条件では出してございます。

独立採算で収益が上がるということで仮定して、その分公共が支払うサービスフィーが減少するというのは、なかなか説明もしづらいということもございますし、VFMのガイドラインにも書いてございますけれども、その部分はVFMの評価は行わないという形で出しています。ですから、資料に記載しているのは独立採算を含まない場合で出していますが、含む場合でやった方が若干バリューは上がってくるという形になるものでございます。

それから、間接コストの経費についてですが、いわゆる総務管理部門の経費といいま

すか、事務庁舎の光熱水費の経費とか、そういうものは厳密には見込んでございません。直接コストの中で人件費ということで大まかには見込んでいますけれども、間接コストについては正直な話、見込んでいないところでございます。

それから、事業者の利益をどう想定したかというお話は、今の説明のとおりでございます。

資産につきましても、駐車場の貸付については説明させていただいたとおりで、建物の使用貸借部分についても説明させていただいたとおりです。既存施設の利用権につきましては、これはPFI事業とはいいながら既存施設の維持管理ということになりますので、売店なんかもやりますが、そこは従来方式ということで考えております。

それと、モニタリングにつきましては、私どもの方で金融機関にお願いしたいというのはSPCの財務状況の監視という部分です。業務が適正にサービス水準どおりに行われているかどうかのモニタリングは県が直接やらないといけないものだとして認識してございます。これは事業権契約の中にモニタリングについてのシステムは書かせていただいていますし、入札説明書の中にも書かせていただいています。

具体的には個々の維持管理業務の中で、例えば清掃なら清掃のサービス水準が低下して、県が示しているサービス水準に至らなかった場合には、その清掃業務に相当するフィーはお支払いしません。そういうことを考えています。

モニタリングの方法についても毎日行う日常モニタリングと、1か月に1度行う定期モニタリングと、それから随時モニタリングとって抜き打ち的に県が行うモニタリングと3種類を契約の中に盛り込んでございます。そういう部分は事業権契約上やっていく義務がございまして、そういうことで考えてございます。

それと、ステップ・イン・ライトにつきましては、いまダイレクト・アグリーメントの中でやっている形ですが、融資金融機関は担保が付せるものについてはすべて付けるという形で考えています。そこは私どもも基本的にはお認めしましょう。ただ、県の承諾をお願いしたいということで議論しているところです。

一番大きいのは建物へ抵当権をつける、SPCの株式について質権を設定するという部分でございます。それから、土地の使用貸借権については不動産登記法上、不動産登記はできませんけれども、これに質権を設定するかについて協議しているところでございます。

今、一番問題になっているのは、火災保険金請求権の取り扱いでございます。私ども事業権契約の中で火災保険金請求権について、SPCは火災保険に入ってくださいといったことでやっているのですが、それを再調達価格で加入してくださいということになっています。例えば美術館が地震とか不慮の災害で破損してしまった、あるいは滅失してしまったときに、火災保険金で新しいものを建てていただかないと、事業として継続しないといったことがあるのですが、そこについては金融機関の方はどうしても質権に取りたい。

私どもは仮に質権に取るのを認めるとしても実行する前には私どもと協議をして、さらに私どもがこれを建て直すために充ててくださいということであれば、それはそれに充てていただけないだろうかということは申し上げていますが、そこはなかなか折り合いがついていないというのが正直なところでございます。

それと、契約上の第三者への地位譲渡につきましては、今議論はしている最中ですが、これは契約の制度上の問題もございまして、入札で選んだ選定事業者を勝手に第三者に変えることが果たして妥当かどうかという話もございまして、ここについては協議、検討している最中でございます。

ボンドの話ですが、私どもは選択肢としていくつか出しております。株主の保証、これはご批判がいろいろあるところですが、親会社の保証ですとか、それから履行保証保険を付けてくださいという話、契約保証金を現金に入れてくださいとか、いろいろな選択肢を出して、そのうちどれを選ぶかは事業者にお任せをしている。その中で今回の場合は履行保証保険を入れてきていますが、この費用については特定事業の選定には見込んでいないです。ですから、株主保証でやった場合はこの費用はかからないわけですので、そこは事業者の判断でという形にしています。

履行保証保険についても、30年間というのは現行の保険でございませぬので、そこは建設期間だけでけっこうですという形にさせていただきました。維持管理の期間は履行保証は何もないという形でございます。

長くなりましたが、以上でございます。

西野部会長 福岡市は何かございますか。

福岡市 1点だけ。福岡市の場合は公の施設として位置づけておりませぬ。基本的には清掃工場の余熱利用施設ということで、地元還元施設という考え方で、これは公共施設ではあるけれども、公の施設ではない。なぜならば、公の施設だと利用料金が市の方に一旦会計的に入ってしまう。SPCとして非常に動きにくいということがありますので、料金についてはSPCで持ってくださいという形で整理しております。基本的な位置づけとしては、あくまでも清掃工場の関連施設ということで、公の施設ではないということです。

西野部会長 最後にD専門委員。

D専門委員 独立採算の話もちょっと出ておりましたので、福岡市さんにお伺いしたいのですが、神奈川県さんの場合は独立採算ポジションというのは非常に小さい面積だったと理解しております。それで除外されていたということで、実際問題としては全体の事業の中で独立採算が与える影響というのは、仮に問題が起きてもほとんどないという形なのだろう。これはご確認をいただきたいと思っております。

一方、福岡さんの件は、先ほどの資料の10ページに価格が出ておりましたが、ざっくり言って40%ぐらい1位の方と2位の方が違う。その差の大半は需要をどのぐらい見たかによって決まっていたのだろうと想像します。施設の違いもあると思っております。

私が理解している範囲ではこういう需要もの、利用者料金によってかなり大きく影響されるものについては、ファイナンスの方も需要変動の部分はなかなかプロジェクト・ファイナンスの中でリスクをとる形はされないというふうに、ご専門の佐々木さんもおられますので補足していただければいいかもしれませんが、そのように理解しています。ということは、いわゆるストラクチャー・ファイナンスのストラクチャーの中で需要変動の部分は多分スポンサー保証という形でカバーされているのではないかと想像しています。

ということは、非常に大きく、ある意味では過大な期待需要を持った方が1位になっておられるわけですが、将来の安定性という面からはかなりリスクな選択だったのではないかと。評価としてどうされていたのかわかりませんが、少なくとも施設の維持管理、建設ということでは評価されているようですが、安定性ということで検証されているようですが、そのところに疑問を感じます。それが一つ。

あと一言だけコメントさせていただきますと、神奈川県さんからアドバイザーの方をお願いするにしてもなかなか大変ではないかというお話がありました。私どもが外から見て感じる感じでは、例えば今回の神奈川県さんもそうだと思いますが、日経研さんにどのくらいのフィーをお払いになったか存じませんが、それにはかなり余りあるVFMはきちっとお取りになっていると思います。やはりアドバイザーをお雇いになって人材不足をカバーし、PFIの取りまとめをしていく姿勢は、特に先行の立場で積極的に示していただきたいなと思っています。福岡市さんだけ、ご回答をお願いします。

福岡市 おっしゃるとおり価格の差は利用者からの利用料金収入の見方の違いでございませう。そこらあたりは私どもも非常に心配しているところではあります。事業の安定性、継続性という観点から考えますと、ファイナンスの問題ですがファイナンスとしては私どもの支払い手数料を一つは譲渡担保という形で担保したい。あと、もし事業がうまくいかなくて、途中で事業が破綻して早期に終了した場合には、私どもは施設は最終的には買い取るという形にしております。当然、買取り価格は事業者の責による場合と市の責による場合、それぞれ考え方は違いますが、事業者の責による場合は一定のペナルティを科して買い取る。ですから、サービス提供料の譲渡担保での考え方とあと施設の買取りという形で、ひとつファイナンスがついていくということでございます。

E委員 これは質問ではないのでお答えは別にけっこうなんです。神奈川県はソフトの大きい案件は難しいという理由で、建物の見積もりとか、予定価格が違うということを言われたのですが、詳細設計が終わっているものは、一般の公共事業であってもPFIであっても同じ値段がかかるんです。そこに係数をかけるというのは理屈の上はまったくおかしいというコメントをさせていただきます。

現実にはそれが起こるといえるのはあり得ると思います。但し、本来は値段は同じはず

なので、VFMの計算のときにはそれはいいはずで、むしろ出てくるとすればソフトの方から出る。あるいは面積を指定してしましまして、あるグレードの建物を入れますと、それもその値段は変わらないはずなんです。グレードを下げれば別です。面積を小さくするというふうに。

機能を指定しまして、最大の面積を指定して、小さい面積で同じ機能があるというときには下がりますけれど、それがいいというのは原則で、VFMではだめだ。結果的に出たというのはいいと思いますけれど、そういうコメントをさせていただきます。

それは建設に関係している人間の常識でございます。ものを調達するときに、同じ車を買に行くとき、ディーラーによって多少の値段の差はありますが、本質的には変わらないというのが常識でございます。これは建物も同じです。

西野部会長 それでは、ここで質疑は打ち切らせていただきたいと思います。ご説明にわざわざお見えいただきまして、ありがとうございます。

報告事項でございますので、事務局からご説明をいただきたいと思います。

事務局 時間も迫ってございますが、報告事項が3点ございます。まず、資料6を見ていただきたいのですが、一つは今、PFI法の改正の動きがあるということでございます。これは議員立法という形で、自民党のPFI調査会の議員の方を中心に行われているところでございます。そのご報告でございますが、内容は大きく2点ございます。

1つは行政財産の貸付の取り扱いについての、いわゆる規制緩和。2番目は公共施設等の管理者の範囲の拡大。これが2番目でございます。

次のページを開いていただきたいのですが、1点目の規制緩和の部分でございますが、そのうちの一つが合築についてでございます。下のイメージ図を見ていただきたいのですが、従来ですと行政財産の土地を利用する場合、下のような形で、ハッチのついていない公共施設などについては公共自ら使用していたわけですが、上位の階に例示してございますが民間収益施設、例えばオフィスであるとか、レストランとか、これと合築する場合の取り扱いでございますが、PFI事業以外の収益施設と合築する場合に、従来は土地の貸付けは認められていなかったわけですが、土地の有効利用であるとか、あるいはPFI事業の効用の拡大という観点からこういった合築も認めようということで、PFI事業と一体として行う場合については行政財産である国有地、公有地である土地を選定事業者へ貸し付けることができるようにしようということでございます。これが1点目でございます。

2点目は、3ページ、これも行政財産の部分でございます。イメージ図を見ていただきますと、従来でございますが、ここに書いてございますように、行政財産である土地につきまして、BOTで民間の所有施設をそこに設置して事業を行う場合。例えば港湾区域でございますと、行政財産である土地の一部を選定事業者へガントリークレーンなどの荷役施設等の構築物を設置しようとする場合でございますが、従来であ

れば使用許可ということで一時的な使用、原則1年であるというような運用が多いわけですが、これを改正をいたしまして、行政財産としての土地を貸し付けることができるようにしようということでございます。

これにより、いわゆる甲と乙が対等の立場になりまして、借地権なり、賃借権の設定ができるということでございますので、事業者の地位、事業の安定が図られるということでございます。これが2点目でございます。

それから、次の4ページ目でございますが、公共施設等の管理者の範囲の拡大でございます。これは5ページを見ていただきたいのですが、従来、どういう記述になっていたかといいますと、法律の第2条3項の定義でございますが、公共施設等の管理者等ということで、1号のところについては、国でございますが、公共施設等の管理者である大臣、こういう記述でございます。したがって、例えばでございますが、衆議院の宿舍の建て替えであるとか立法府、あるいは裁判所の建て替え、司法府でございますが、そういうところの建て替えなどにつきましてはPFI法の範囲ではないということでございますので、司法府、立法府を含めまして、公共施設の管理者の範囲の拡大を図ろうということでございます。

以上が今、議員立法で進められておりますPFI法の改正の動きでございます。これにつきましては、今臨時国会で成立を目指しているとお聞きしております。

それから、もう一つは、資料7でございます。これは補助金の交付の取り扱いということで、9月のPFI関係省庁連絡会議で配布した資料でございます。先ほど地方公共団体の方のご意見からもありましたけれども、この補助金の扱いにつきましては基本方針にございますように、「本来、公共施設等の管理者等が受けることができる支援の範囲内で民間の選定事業者は受けられるよう配慮すること」ということでございまして、いわゆるイコールフットイングを極力図る必要があるというのが基本的な考えでございます。

各地方公共団体からも個別の補助金の交付がなされるかどうか明確でないという声もございましたので、内閣府として、財務省の主計局とも相談のうえ、このペーパーをまとめて各省庁にお示ししたということでございます。

別紙でございますけれども、簡単に申し上げれば、現行の補助金交付要綱などの改定など、必要な措置を講じていただきたいということでございまして、これは各省庁にお願いするということになりますけど、はBTOでございます。特にのBOTでございますけれども、別紙のところを見ていただきますと、これも考え方でございますが、例えばということで整理されておりますけれども、当該PFI事業期間中にPFI事業者が公共施設等を所有し事業を実施していく場合ということで、BOTでございますが、これは基本的には事業期間終了後、公共団体等に所有権が移転されるであろう、まさに所有権が移転されることに着目いたしまして、補助金交付の支援が可能となるよう措置したということでございます。これは考え方の整理でございます。

それから、3番目でございますけれども、これは財政支出の平準化ということで、分割取得という観点で補助金の交付がなされるという考え方でございます。これにつきましても、例えばということで考え方の整理でございますが、公共団体が複数年度にわたる施設の分割取得を行う場合においても、施設の分割取得について議決を受けた債務負担行為の範囲内で補助金交付が可能となるよう措置するという考え方を示しておりまして、この分割取得という言葉がございまして、これも一つの考え方ということでございまして、徐々に所有権を取得して、最終的には10割公が所有権を取得するというものであるから可能ではないかという考え方を示したというわけでございます。

したがって、こういった考え方を整理いたしまして、一番下に書いてございますように関係省庁におきまして、必要に応じて財政当局との協議を行って、個別の事業分野ごとに要綱等の見直しなど、必要な措置を講じていただきたいということに関係省庁の連絡会議で依頼したということでございまして、今、関係省庁で必要に応じて主計局と協議をしていると聞いております。この結果について、我々としても必要な時期に取りまとめを行って、公表したいと考えております。

3番目でございますが、資料8を見ていただきますと、これは今の補正予算、ちょうど今国会で補正予算の審議がなされて明日成立する予定と聞いておりますが、内閣府として新しい制度の創設を要求したところでございます。これも地方公共団体からよく言われておりますけれども、特にバリュー・フォー・マネーの評価であるとか、あるいは実施方針の策定など、当初のコストがかかる部分がありまして、その辺が従来型の事業にとどまってしまう大きな要因かなということもございまして、4のところを見ていただきますと、公共団体が実施する予定のPFI事業に関しましては、などの条件がございまして、例えば施設対象の整備等が明確に打ち出されている、PFI事業としての実施の可能性が高いということが見込まれるとか、先導的なモデル的事業として位置づけられる事業であるということがございまして、こういうことに関しまして必要となる実施方針の策定に関する調査、あるいはVFM評価のための調査を交付対象とする調査補助制度を創設したいということでございます。補助率は2分の1でございます。

全体として、2にありますように補正の要求額としては2.5億ということでございます。今、審議をしておりますが、明日にはこれが成立する予定ということで、その後、我々としては速やかに執行の体制を整えたいと考えております。以上でございます。

西野部会長 どうもありがとうございました。今のはご報告ですが、何かありますか。

D専門委員 補助金の話ですが、別紙の で分割というお話が出ていましたが、これは所有権を複数年度に分割取得を行う場合となっております。 は少なくとも将来の



所有権取得を前提として、先に補助金をお出しになる。これについても毎年毎年所有権の譲渡という作業をしないと補助金が出ないとすると、現実的には非常に複雑な手続きになってしまう。条件としては とあまり変わらないとすれば、単なる分割であれば取得ということを外さないと、あまり現実的でないのかなと感じますが。

事務局 そこは財務省と協議をして、この文章になったわけですが、これはあくまでも例えばという記述をお付けしたように、考え方としてこうしようではないかと財務省の方と整理したものでございます。

ここは我々も詰めたところですが、実際に所有権の登記を分割して行わなければいけないということではなくて、なぜ分割して交付できるのかを補助金適化法等との関係で考えた場合、分割して所有権が取得されるだろうという概念の整理の結果として補助金の交付がなされるという考え方の整理がされれば、補助金の交付ができるであろうという整理を行ったということでございます。例えば分割の登記を実際に求めるということはまったく想定していないと我々としては理解しております。

西野部会長 ほかによろしゅうございますでしょうか。

それでは、今後のスケジュールについて事務局よりご説明をお願いします。

事務局 今回は行政側として地方公共団体の方を中心にご説明いただいたということでございますので、今回は実際に事業に携われた民間事業者の方からヒアリングを行うことを考えたいと思っております。

ヒアリングの対象の方につきましては、西野部会長とご相談させていただきまして、後日報告することといたしたいと考えております。

それから、日程でございますが今のところ 12 月初旬を目途に行いたいと考えておりまして、後日日程の調整をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願います。以上でございます。

西野部会長 私が今日聞いておりまして、もう少しいろいろお聞きしたいということが皆さんあったのではないかと思います、場合によっては時間が足りなかったのではないかと印象を受けておりますが、いかがですか。

皆さんご自身が非常にお忙しい方なものですから、時間を長くしてというのは多少抵抗があるかなと思いつつも、2 件聞くのであればもう少し長い方がいいとか、そういうことはございますか。

A 専門委員 ご質問とご回答があれば、それに派生していろいろと質問が出て整理はできますけれども、もう少し深めた方が皆さんのご理解も深まると思います。

西野部会長 深まりますね。そういう印象を受けます。この辺、時間割を組むときによろしく願います。

C 委員 時間が短いものですから、私どもも質問を整理したいと思っておりますので、もし資料等があるのであれば、事前に送っていただきたいと思います。

事務局 相手の方の都合もございまして、我々もその辺できるだけ配慮するよう努

めたいと思います。

西野部会長 よろしく申し上げます。

特になければ、これできょうは散会したいと思います。ありがとうございました。